

福岡市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金*を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指す福岡市内のひとり親に対して、自立を促進する資金として入学準備金と就職準備金をお貸しする制度です。 [＊問い合わせ先：各区子育て支援課 家庭児童相談室]

<貸付申請ができる人と貸付の内容>

【対象者】 次の①、②のいずれにも該当する人。

- ① 高等職業訓練給付金の受給者で、原則として、福岡市内に住民登録している人
- ② 福岡県内で、取得した資格が必要な業務に従事しようとする人

【貸付額】 ① 入学準備金 … 500,000円以内

② 就職準備金 … 200,000円以内

【貸付利子】 ① 連帯保証人がいる場合 … 無利子

② 連帯保証人がいない場合 … 年1.0%

※ 自立支援教育訓練給付金を受給する人は入学準備金の対象にはなりません。また、厚生労働省（ハローワーク）の専門実践教育訓練給付金を受給する人は、この貸付事業の対象にはなりませんので、ご注意ください。

<貸付金の返還について>

◆ 養成機関卒業後1年以内に資格を活かして就職し、福岡県内で5年間（所定労働時間：週20時間以上）その業務に従事した場合は、貸付金の返還が全額免除されます。

※ 雇用の形態は問いませんが、免除には、別途、申請が必要となります。また、審査により免除されないこともあります。

◆ 返還免除とならない場合は、養成機関に在学した期間の2倍（最大4倍）に相当する期間内に貸付金を返還していただきます。

（例）○養成機関での在学期間が1年の場合 ➡ 2年以内

○養成機関での在学期間が2年の場合 ➡ 4年以内

《貸付を希望される方は…》

まずは、下記までお電話ください。貸付の要件等を確認させていただきます。要件に該当する場合には、貸付申請に必要な書類をご自宅に郵送いたします。

福岡市社会福祉協議会 生活福祉課： ☎ 092 (751) 1121

《申請期限》

- 入学準備金 … 養成機関に入学した年度の 3月31日まで
- 就職準備金 … 養成機関を卒業した日から1年以内

※ 養成機関卒業時に高等職業訓練促進給付金の受給資格が見込まれる方については、入学準備金と就職準備金を併せて申請することができます。

《貸付申請に必要な主な書類等》

- 所定の貸付申請書
- 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書 **高等職業訓練促進給付金** (写)
- 住民票 (世帯全員、続柄と本籍が記載されたもの)
- 本人確認できるもの (自動車運転免許証など顔写真つきのもの)

※ 「就職準備金だけの貸付申請」には、上記のほか、次の書類が必要です。

- ★ 卒業証書等養成機関の課程を修了した証明書の写し
- ★ 取得した資格の試験合格証又は登録証の写し
- ★ 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書 **高等職業訓練修了支援給付金** (写)

〔申請方法〕

申請に必要な書類を揃え、下記の窓口に来所し、手続きを行ってください。

※ 本人確認を行いますので、代理や郵送での申請はできません。

※ 書類に不備等があった場合は、再度来所していただきます。

問い合わせ・申請窓口

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 生活福祉課

所在地：福岡市中央区荒戸 3-3-39 福岡市市民福祉プラザ 4 階

電話番号：092 (751) 1121 / FAX番号：092 (751) 1509

E-mail: sien@fukuoka-shakyo.or.jp

受付時間：月曜～金曜/9:00～17:00 ※ 祝日、12月29日～翌年1月3日は除く



～ 公共交通機関のご利用にご協力ください ～

- 福岡市地下鉄 (空港線) でお越しの場合
「唐人町」駅下車4番出口から徒歩約7分
- 西鉄バスでお越しの場合
※ 天神、博多駅方面から乗車の場合は、路線経路が複数ありますのでご注意ください。
「黒門バス停」または「福大若葉高校前バス停」下車
- 自家用車でお越しの場合
※ 駐車場は有料です (料金は、30分ごとに100円です)。